

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
レセプト博士NEO 他一式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成26年12月8日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	10,800,000円	電子カルテシステムの業者が富士通株式会社であり、システムとの連携が必要となるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
①FPD搭載ポータブルX線撮影装置 1式 ②可搬型FPDシステム制御 2式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成27年2月13日	富士フィルムメディカル 東京都港区西麻布2-26-30	39,960,000円	当該機器のメーカーであり、接続については富士フィルムシステムを使用するため、条件を満たすことが特定されている。したがって契約の性質又は目的が競争を許さない(赤十字社会計規則第36条第3項)	
ヘモグロビンA1c 測定装置 4台	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成26年11月30日	株式会社スズケン 東京都世田谷区代沢3-15-1	2,050,855円	当該機器の仕様について、条件を満たすことが特定されており、また当該機器の販売について実績のある業者であることから、競争に付することが不利と認められる場合に該当するため(赤十字社会計規則第36条第3項)	
NIMレスポンス3.0 神経刺激モニター	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成27年1月19日	株式会社イノメディックス 東京都文京区湯島2-16-11 本郷営業所	3,240,000円	必要な機能を有し予定価格内で購入できる機種が当該機器のみだったため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	

<別紙>

拡張式ビデオ喉頭鏡	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成27年1月19日	株式会社イノメディックス 東京都文京区湯島2-16-11 本郷営業所	1,605,960円	既存の装置の付属品であり、メーカー競争できないことから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
産婦人科電子カルテシステム（ハローベイビープログラム）改修	東京都渋谷区広尾4-1-23 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成27年2月16日	株式会社ミトラ 香川県高松市林町2217-15 産業頭脳センター406	4,611,600円	既存のシステムはミトラ社が構築しているため、他業者への依頼が不可能なため日本赤十字社会計規則第36条の3の規定により、随意契約とすること。	

(3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。